

議 案 目 録

令和5年(2023年)9月4日

番 号	件 名
議案第 64 号	令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第4号)
議案第 65 号	令和5年度(2023年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 66 号	令和5年度(2023年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 67 号	令和5年度(2023年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 68 号	彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 69 号	彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 70 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 71 号	彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第 72 号	彦根市西地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 73 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 74 号	和解および損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて
議案第 75 号	令和4年度(2022年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 76 号	令和4年度(2022年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 77 号	令和4年度(2022年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第 15 号	損害賠償の額の決定について
報告第 16 号	令和4年度(2022年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について
報告第 17 号	第35期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について

報告第 18 号	第26期株式会社夢京橋の決算状況について
報告第 19 号	第20期株式会社四番町スクエアの決算状況について
報告第 20 号	市の債権の放棄について
報告第 21 号	市の債権の放棄について
報告第 22 号	市の債権の放棄について
報告第 23 号	市の債権の放棄について

議案第 68 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 4 の項を 5 の項とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2 市長	子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	--------------------------------

別表第 2 の 1 の項中「地方税関係情報」の次に「、医療保険給付関係情報」を加え、同表中 2 3 の項を 24 の項とし、2 の項から 22 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次のように加える。

2 市長	子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報または外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
------	--------------------------------	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「(通院に係る医療費の助成にあつては、6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者に限る。)」を削る。

第 5 条から第 7 条までを次のように改める。

(受給券)

第 5 条 市長は、助成対象者の保護者から申請があつた場合は、規則で定めるところにより、助成を受ける資格を証する福祉医療費受給券(以下「受給券」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者の保護者は、助成を受けようとする場合は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の保険医療機関もしくは保険薬局または同法第 88 条第 1 項の指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)において医療の給付を受ける際、当該保険医療機関等に受給券を提示しなければならない。

(助成の方法)

第 6 条 助成を受けようとする助成対象者の保護者は規則で定めるところにより市長に申請するものとし、市長は当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市長は、当該申請について助成を行うことが適当でないと認めるときは、助成申請額の全部または一部の助成を行わないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により助成があつたものとみなされるときは、同項の

規定は、適用しない。

(助成方法の特例)

第7条 市長は、助成対象者が第5条第2項に定める手続に従い滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合は、当該助成対象者の保護者に助成すべき額の限度において、当該助成対象者またはその保護者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該助成対象者またはその保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者の保護者に対し、助成があったものとみなす。

第8条を削る。

第9条第1項中「第5条の規定により申請した助成または前条第2項に規定する手続をした助成」を「第5条第2項に規定する手続をした助成または第6条第1項の規定により申請した助成」に改め、同条第2項中「12歳以下助成対象者」を「助成対象者」に、「前条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 70 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 9 月 16 日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 71 号

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例

彦根市火災予防条例(昭和 48 年彦根市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 11 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が 10 キロワット時以下のものおよび蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和 5 年消防庁告示第 7 号)第 2 に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたのものにあつては、その電槽は、耐酸性の床または台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上および道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるものならびに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「第 2 項ならびに本条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 44 条第 13 号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3^{ちゅう} 厨房設備の部気体燃料の項の次に次のように加える。

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備およびこの条例による改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(付則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)または現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項および第3項、第11条第3項、第12条第2項および第3項ならびに第13条第2項および第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているものおよびこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 72 号

彦根市西地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市西地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市西地区公民館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市西地区公民館
- (2) 所在地 彦根市本町一丁目 9 番 1 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 特定非営利活動法人学問のすすめ
- (2) 代表者 理事長 野 坂 喜 則
- (3) 所在地 彦根市和田町 2 番地 11

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 73 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

高機能消防指令システム関連機器

2 契約金額

140,492,000 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 草津市若竹町 8 番 4 号
- (2) 名 称 協和テクノロジーズ株式会社 滋賀事業所
- (3) 代表者 所長 古 野 裕 介

4 契約方法

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

議案第 74 号

和解および損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

和解および損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて

下記のとおり和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることにつき、
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号および第 13 号の規定により、議会の議
決を求める。

記

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

(1) 彦根市は、相手方に、損害賠償金として 1,612,336 円を支払う。

(2) 相手方は、彦根市に、損害賠償金として 161,920 円を支払う。

3 事案の概要

令和 5 年 5 月 24 日午後 0 時 50 分頃、彦根市本庄町 1674 番地地先の交差点において、当該
交差点を西方向に走行していた相手方の車両と、県道 194 号柳川能登川線から当該交差点に進
入した公用車とが衝突したことにより、相手方の車両および公用車が損傷したもの

議案第 75 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 4 年度(2022 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度(2022 年度)彦根市病院事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 76 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 4 年度(2022 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度(2022 年度)彦根市水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 77 号

令和 4 年度(2022 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 4 年度(2022 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度(2022 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市南三ツ谷町〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 安 居 芳 樹
- 3 生年月日 昭和 25 年(1950 年) 〇〇〇〇〇〇

略 歴

やす い よし き
安 居 芳 樹

昭和 25 年〇〇〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市南三ツ谷町〇〇〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇

○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○
○○○○○○○○) ○○○○○○
○ ○ ○
○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○
○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○
○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和5年(2023年)9月4日

彦根市長 和田裕行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市京町〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 吉 田 徳一郎
- 3 生年月日 昭和26年(1951年) 〇〇〇〇

○○○○○○

)

○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市西今町〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 池 田 敏 治
- 3 生年月日 昭和 27 年(1952 年) 〇〇〇〇〇

略 歴

いけ だ とし はる
池 田 敏 治

昭和 27 年○○○○○生

1 住所 彦根市西今町○○○○○○○

2 学歴 ○○○○○○○○ ○○○○○○○○

3 職歴 ○○○○○○○○ ○○○○○○○○

○○○○○○○

) ○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

) ○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

) ○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

) ○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○○○

) ○○○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

) ○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○) ○○○○○○
○ ○ ○
○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市賀田山町〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 長 崎 弘 法
- 3 生年月日 昭和 31 年(1956 年) 〇〇〇〇〇〇

略 歴

なが きき ひろ のり
長 崎 弘 法

昭和 31 年〇〇〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市賀田山町〇〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 〇〇〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

○○○○○○

)

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○

報告第 15 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 8 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 5 年(2023 年)7 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

- (1) 住 所 犬上郡多賀町多賀 324 番地
- (2) 名 称 多賀町
- (3) 代表者 多賀町長 久 保 久 良

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 57,200 円を支払う。

3 事案の概要

令和 5 年 5 月 31 日午後 4 時 5 分頃、犬上郡多賀町大字久徳 183 番地 44 地先の町道グリーンヒル多賀 1 号線において、方向転換のため公用車を後退させたところ、相手方が設置した安全表示板に接触したことにより、当該安全表示板が損傷したもの

報告第 16 号

令和 4 年度(2022 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 4 年度(2022 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 17 号

第 35 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 35 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 18 号

第 26 期株式会社夢京橋の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 26 期株式会社夢京橋の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 19 号

第 20 期株式会社四番町スクエアの決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 20 期株式会社四番町スクエアの決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 20 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

市営住宅家賃債権

2 放棄した市の債権の額

1,674,300 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

11 件 1,674,300 円

報告第 21 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

市営住宅弁償金債権

2 放棄した市の債権の額

247,000 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 3 号に該当したもの

1 件 247,000 円

報告第 22 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

彦根市立病院診療費用等債権

2 放棄した市の債権の額

7,935,562 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

122 件 6,753,342 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

16 件 113,250 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

33 件 1,068,970 円

報告第 23 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)9 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

水道料金債権

2 放棄した市の債権の額

1,945,088 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

254 件 1,798,766 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

7 件 14,850 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

32 件 131,472 円